

畜 号 外
令和 3 年 2 月 9 日

全国農業協同組合連合会岩手県本部長
一般社団法人岩手県畜産協会会長理事
一般社団法人岩手県獣医師会長
公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会会長理事
一般社団法人岩手県配合飼料価格安定基金協会理事長
岩手県動物薬品器材協会会長

} 様

岩手県農林水産部畜産課総括課長

徳島県（国内 47 例目）における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認
に伴う防疫対策の再徹底について（依頼）

このことについて、農林水産省から別添のとおり、公表されましたのでお知らせします。
現在、全国各地の野鳥及び環境試料から同病ウイルスが検出されており、今後本格的な
渡り鳥の北帰行シーズンを迎え、本県への侵入リスクは更に高まると予想されます。

つきましては、養鶏場に立入する際は、消毒を徹底するなど病原体の侵入防止対策に御
配慮願います。

なお、家畜保健衛生所から改めて家きん飼養者に対し、綿密な臨床観察及び早期通報の
徹底に加え、飼養衛生管理の不備部分は速やかに改善するよう指導をしていることを申し
添えます。

〔 本病に関する最新情報 農林水産省ホームページ
<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html> 〕



【振興・衛生担当（熊谷） TEL019-629-5729】

徳島県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内47例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

本日、徳島県美馬市の養鶏場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（今シーズン国内47例目）が確認されました。
本発生は、徳島県における今シーズン2例目の発生であり、これを受け、野上農林水産大臣から防疫対応に遺漏がないよう、昨年11月5日の総理指示を踏まえ防疫指針等に基づいて対応するよう指示がありました。
農林水産省としては、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の対応方針（大臣指示）に従い措置を実施することについて確認します。

1. 農場等の概要

農場所在地：徳島県 美馬市
飼養状況：肉用鶏（約8,000羽）

2. 経緯

- (1) 2月8日、徳島県は死亡鶏が増加した旨の通報を受けて、当該農場への立入検査を実施。
- (2) 同日、当該鶏についてインフルエンザ簡易検査を実施し陽性。
- (3) 本日、当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

3. 今後の対応方針

本日、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の防疫措置について速やかに確認します。

4. 農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部
日時：令和3年2月9日（火曜日）（持ち回り開催）

5. その他

- (1) 我が国の現状において、家きんの肉や卵を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えています。

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html（外部リンク）

- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課

担当者：星野、下平

代表：03-3502-8111（内線4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

FAX：03-3502-3385